

様式第3号

那覇港管理組合公告第25号

簡易公募型プロポーザル方式（総合評価型）に係る手続開始の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次のとおり企画提案書の提出を招請します。

平成30年10月18日

那覇港管理組合管理者職務代理者

那覇港管理組合常勤副管理者 田原 武文



1 業務概要

- (1) 業務名 那覇港総合物流センター（Ⅱ・Ⅲ期）可能性調査業務（H30）
- (2) 履行場所 那覇港地内
- (3) 業務内容

本業務は、那覇港国際コンテナターミナル背後地に計画している那覇港総合物流センター第Ⅱ期及び第Ⅲ期（以下、「本センター」という。）について、近年の沖縄県を取り巻く経済・社会情勢の変化等を踏まえた需要の見込み、入居企業のニーズを調査・分析しつつ、国際コンテナターミナルとの連携等に留意した上で、本センターに付加できる機能の可能性等の検討を行い、民設民営の可能性の評価、課題の把握及び対応策の検討を行うものである。

業務内容は以下を予定している。なお、調査内容・頻度などについては変更する場合がある。

1. 計画準備、協議・報告
2. 物流関連企業の実態調査・分析
3. 港湾物流機能の検討
4. 民設民営の可能性の評価
5. 報告書作成

本業務において、企画提案を求める特定テーマは以下に示す事項とする。

- (ア) 本業務を効果的に行うためには、どのような視点・方法・内容で実態調査を行い、どのように分析を行うべきか。（考え方、実施にあたって考慮すべき事項及びその留意点、等）
 - (イ) 本センターの民設民営の可能性について、どのような視点・内容で検討・評価を行うべきか。（考え方、検討・評価にあたって考慮すべき事項及びその留意点、等）
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から平成31年3月25日まで
 - (5) 契約限度額 11,000千円以下で契約を行う。
 - (6) 本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たす者を公募により選定し、当該業務に係る実施体制、実施方針、企画提案等に関する提案書（以下「企画提案書」という。）の提出を求め、企画提案書の内容が業務の履行に最も適した者を受注者とするプロポーザル方式の試行業務である。

2 参加資格

参加表明書又は、企画提案書を提出しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。

(1) 参加者に共通して求める要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- ウ 参加表明書等の提出期限の最終日から特定日までの期間において、那覇港管理組合の入札参加資格（指名）停止がなされていないこと。
- エ 参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
- オ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして那覇港

管理組合発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

- カ 実施方針及び特定テーマが適正であること。
- キ 当該業務の見積額が契約限度額であること。
- ク 租税を完納していること。
- ケ 参加は単体に限らず共同企業体でも可とする。この場合の要件は以下のとおりとする。
 - a. 共同企業体を代表する事業者が参加手続きを行うこと。
 - b. 自主結成方式とする。
 - c. 当該業務に関し、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
 - d. 代表者は構成員のうち最大の履行能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。
 - e. 構成員のうち最小の出資者の出資割合は、30%以上でなければならない。
 - f. 共同企業体の協定書は、参加説明書と同時に配布する所定様式（共同企業体協定書）によるものであること。
 - g. 共同企業体を構成する全ての事業者は、参加資格ア～クの要件を満たす者であること。
- コ 沖縄県内に、参加者のいずれか少なくとも1社の本店（支店または営業所）があること。

(2) 参加表明者（単体応募）の実績及び配置予定担当者の要件

ア 企業に関する要件

(ア)2(2)イとウに挙げる基準を満たす担当者を当該委託業務に配置できること。

(イ)同種又は類似業務の実績

下記に示される同種業務又は類似業務について、平成20年度以降から公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、企業単体もしくは共同企業体の代表構成員として、実施した業務1件以上の実績を有さなければならない。

- a. 同種業務：以下に示す①から③（①の「物流施設」は「物流センター」のみを対象とする。）の全てを行う業務。ただし、実績として示す1業務ですべての要件を満たす必要はなく、複数業務の実績で合わせて要件を満たしていればよい。
- b. 類似業務：以下に示す①から③の全てを行う業務。ただし、実績として示す1業務ですべての要件を満たす必要はなく、複数業務の実績で合わせて要件を満たしていればよい。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①物流施設の計画に関する業務②民間による行政施設の整備や管理運営に関する業務③企業訪問調査により、企業事業の分析を行う業務 |
|---|

イ 配置予定担当者の業務実績

管理担当者は、平成20年度以降から公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、以下に示す①から③のいずれか1つの業務実績を有すること。

業務担当者は、平成20年度以降から公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、以下に示す①から③の全ての業務実績を有すること。ただし、1人で実績を満たす必要はなく、複数人の実績で合わせて要件を満たしていれば良い。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①物流施設の計画に関する業務②民間による行政施設の整備や管理運営に関する業務③企業訪問調査により、企業事業の分析を行う業務 |
|---|

ウ 配置予定管理担当者の手持ち業務量に関する要件

管理担当者は、全ての手持ち業務の契約金額が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者とする。ただし、契約金額が、1,000万円を超える業務で、管理担当者が低入札調査基準価格以下で契約した業務を担当している場合は、手持ち業務の契約金額が2億円未満、又は手持ち業務の件数が5件未満。

※手持ち業務量とは、公告日の前日（特定後未契約のものも含む）において管理担当者及び業

務担当者となっている500万円以上の他の業務をいう。

(3) 参加表明者（共同企業体応募）の実績及び配置予定担当者の要件

ア 共同企業体に関する要件

(7) 2(3)イに挙げる基準を満たす担当者を当該委託業務に配置できること。ただし、代表構成員は2(3)ウに挙げる基準を満たす管理担当者を当該委託業務に配置できること。

(イ) 同種又は類似業務の実績

共同企業体の構成員全体で、下記に示される同種業務又は類似業務について、平成20年度以降から公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、企業単体もしくは共同企業体の代表構成員として、実施した業務1件以上の実績を有さなければならない。

ただし、代表構成員は下記①から③のうちいずれか1つの業務実績を有さなければならない。

- a. 同種業務：以下に示す①から③（①の「物流施設」は「物流センター」のみを対象とする。）の全てを行う業務。ただし、実績として示す1業務ですべての要件を満たす必要はなく、複数業務の実績で合わせて要件を満たしていればよい。
- b. 類似業務：以下に示す①から③の全てを行う業務。ただし、実績として示す1業務ですべての要件を満たす必要はなく、複数業務の実績で合わせて要件を満たしていればよい。

- ①物流施設の計画に関する業務
- ②民間による行政施設の整備や管理運営に関する業務
- ③企業訪問調査により、企業事業の分析を行う業務

イ 配置予定担当者の業務実績

管理担当者は、平成20年度以降から公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、以下に示す①から③のいずれか1つの業務実績を有すること。

業務担当者は、平成20年度以降から公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、以下に示す①から③の全ての業務実績を有すること。ただし、1人で実績を満たす必要はなく、複数人の実績で合わせて要件を満たしていればよい。

- ①物流施設の計画に関する業務
- ②民間による行政施設の整備や管理運営に関する業務
- ③企業訪問調査により、企業事業の分析を行う業務

ウ 配置予定管理担当者の手持ち業務量に関する要件

管理担当者は、全ての手持ち業務の契約金額が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者とする。ただし、契約金額が、1,000万円を超える業務で、管理担当者が低入札調査基準価格以下で契約した業務を担当している場合は、手持ち業務の契約金額が2億円未満、又は手持ち業務の件数が5件未満。

※手持ち業務量とは、公告日の前日（特定後未契約のものも含む）において管理担当者及び業務担当者となっている500万円以上の他の業務をいう。

3 受注者の特定に関する事項

(1) 評価の方法

算出方法は、以下のとおりとする。

ア 評価値の算出方法

評価値＝参加表明企業の評価点＋企画評価点

イ 参加表明企業の評価点の算出方法

参加表明書等の内容に応じ、下記(ア)、(イ)、(ウ)の評価項目毎に評価を行い、評価点を与える。なお、(エ)については該当する場合、特定しない。

- (ア) 専門技術力
 - (イ) 管理技術力
 - (ウ) 経営能力
 - (エ) 専任制（業務量の超過）
- ウ 企画評価点の算出方法

企画提案書等の内容に応じ、下記(ア)、(イ)、(ウ)の評価項目毎に評価を行い、企画評価点を与える。

- (ア) 予定担当者の経験及び能力
 - (イ) 実施方針等
 - (ウ) 特定テーマに対する企画提案
- (2) 受注者の決定方法
- 受注者の決定は、(1)によって算出された評価値の最も高い者を受注候補者とする。
- なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて受注候補者を選定する。
- 受注者は、受注候補者を指名審査会の審議を経て、決定する。その結果は企画提案書を提出したものの全員に通知する。

4 各種手続き等

- (1) 参加説明書、設計図書の交付期間、交付方法等
- ア 交付期間 公告日から休日を除く5日間 午前9時から正午、午後1時から午後5時
 - イ 問い合わせ先 沖縄県那覇市通堂町2-1
那覇港管理組合 企画建設部 企画室
- (2) 参加表明書の提出等
- 参加を希望するものは、下記により参加表明書を提出するものとする。
- ア 参加表明書の提出期間、提出場所及び方法等
 - (ア) 期間 公告日から休日を除く7日間 午前9時から正午、午後1時から午後5時
 - (イ) 提出方法等 参加説明書による
- (3) 企画提案書及び見積書の提出等
- 企画提案書及び見積書の提出方法は、次のとおりとする。
- ア 企画提案書及び見積書の提出期間等
 - (ア) 期間 公告日から休日を除く16日間 午前9時から正午、午後1時から午後5時
 - (イ) 提出方法等 参加説明書による
 - イ 企画提案書のヒアリング
 - (ア) 期間 企画提案書提出期限の日から10日程度
 - (イ) 方法等 参加説明書による
- (4) 特定に関する事項
- 受託予定者として決定された者に対しては、特定通知書を送付する。
- なお、一定水準を満たした提案が無い場合、該当無しとする場合がある。

5 その他

- (1) 契約保証金
- 契約を結ぼうとする者は、那覇港管理組合契約規則第4条及び契約書の定めるところにより、契約保証金は免除とする。
- (2) 参加資格の喪失
- 本公告に示した参加資格のない者の評価又は参加表明書、企画提案書申請書及びその他提出資料に虚偽の記載をした者の評価は無効とするとともに、指名停止を行うことがある。
- なお、指名停止措置を受け受注者の決定時において指名停止期間中である者の評価も無効とする。
- (3) 参加表明書又は企画提案書の提出期限後において、原則として参加表明書及び企画提案書に記載された内容の変更を認めない。

(4) 配置予定担当者の確認

ア 参加表明書に記載した予定担当者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の担当者であるとの発注者の了解を得なければならない。

イ 受注者の決定後、配置予定管理担当者の専任制（手持ち業務量）違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

(5) 問い合わせ先一覧

ア 契約関係：〒900-0035 那覇市通堂町 2-1

那覇港管理組合 企画建設部 企画室（担当：前村、平安山）

電話番号 098-868-4544

イ 応募調書資料関係：アと同じ。

ウ 設計図書関係：アと同じ。

(6) 詳細は参加説明書による。

